



データベースの概要

診療報酬における「在宅医療薬剤料」、「在宅自己注射指導管理料」の算定対象となる候補薬剤のデータベースです。

対象となる薬品を商品名毎に判別することが可能です。

※本データベースは参考情報であり、保険審査の適否を保証するものではありません。

データベースの特徴

「在宅医療薬剤料」、「在宅自己注射指導管理料」の算定対象となる「厚生労働大臣の定める注射薬」に該当する薬品を個別医薬品コードで管理しています。

例

在宅自己注射のデータ（概略）

商品名	在宅医療薬剤料*	在宅自己注射指導管理料*
レパース皮下注140mgペン	○	○
ストレンジック皮下注12mg/0.3mL	○	○
ラジカット注30mg	○	×
エダラボン点滴静注30mg「DSEP」	×	×

*○：該当、×：非該当

データベースの機能

診療報酬において算定対象となる薬品の判別

算定対象となる薬品を商品名毎に判別しているため、「在宅医療薬剤料」、「在宅自己注射指導管理料」の対象薬品の確認にご利用いただくことが可能です。

<参考>

「厚生労働大臣の定める注射薬」

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤及びビグラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤及びエボロクマブ製剤

(平成29年度版抜粋)